第1巻第2号(通巻2号) 2000年1月1日

相続シリーズ その二 相続人の範囲・遺産の範囲の巻

遺産分割の前提として相続人の範囲、遺産の範囲が確定していないと 遺産分割ができないと思いますが、相続人の範囲・遺産の範囲とは

★相続人の範囲、一般的には次の組み合わせとなり配偶者は常に相続人となります。

第1順位 配偶者、子又はその代襲相続人 (この部分がいないとき下の第2順位)

第2順位 配偶者、直系尊属 (この部分がいないときは下の第3順位)

第3順位 配偶者、兄弟姉妹及びその代襲相続人(この部分がいないとき は配偶者だけが相続人となります。

★遺産の範囲、一般的には次のような物が遺産といわれています。

【積極財産】

現金、不動産、家財道具、衣服類、骨董品等、株券、国債、定期預金、 貸付金等の金銭債権、利息、地代、家賃等があります。

香典、生命保険金、死亡退職金は複雑ですので次回発行のその三で述べます。

【消極財産】

いわゆる借金(相続債務)や、他人の借金の保証人(保証債務)は、負の 遺産となります。債務は、一般的には相続人全員の債務として処理されています。 借金等が、積極財産より多い場合は相続の限定承認、相続放棄の手続きがあります。 詳細は2月発行予定のその四で述べます。

その他

雇用契約上の保証債務 (身元保証等) は個人的信頼関係に基づく一身専属制がありますので、遺産の範囲には入らず相続の対象となりません。

身元保証人の死亡によって身元保証債務は消滅します。